

改正後	現行																						
<p><b>第 1 趣旨</b> 日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）の実施については、<u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知</u>。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p><b>第 2 （略）</b></p> <p><b>第 3 事業の実施及び実績報告</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>要綱<u>第 5 の 2</u>の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画の様式は、様式第 1 号のとおりとする。</li> <li>要綱<u>第 5 の 3</u>の日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画の様式は、様式第 2 号のとおりとする。</li> <li>要綱<u>第 5 の 4</u>の日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画の様式は、様式第 3 号のとおりとする。</li> <li>要綱<u>第 17</u>の実績報告の様式は、上記 1 から 3 までの様式と同様とする。</li> <li>（略）</li> </ol> <p><b>第 4 多面的機能支払交付金に係る推進事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> <li>要綱<u>第 3 の（1）</u>の多面的機能支払交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。 （略）</li> </ol> <p><b>第 5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>～ 4 （略）</li> <li>要綱別紙 2 の第 1 の 4 については、要綱<u>第 3 の（2）</u>の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導、現地調査等とする。</li> <li>（略）</li> <li>要綱別紙 2 の第 2 の 6 については、集落協定の広域化計画の策定、要綱<u>第 3 の（2）</u>の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</li> <li>要綱別紙 2 の第 3 の 3 については、要綱<u>第 3 の（2）</u>の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</li> <li>要綱<u>第 3 の（2）</u>の中山間交付金に係る推進事業の交付対象の経費は、以下に掲げる経費とする。 （略）</li> </ol> <p><b>第 6 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業</b> 要綱<u>第 3 の（3）</u>の環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="181 1690 1308 1959"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>諸謝金</td> <td></td> <td>・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言</td> </tr> </tbody> </table>	費目	細目	内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言	<p><b>第 1 趣旨</b> 日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）の実施については、<u>日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知</u>。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p><b>第 2 （略）</b></p> <p><b>第 3 事業の実施及び実績報告</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>要綱<u>第 3 の 2</u>の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画の様式は、様式第 1 号のとおりとする。</li> <li>要綱<u>第 3 の 3</u>の日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画の様式は、様式第 2 号のとおりとする。</li> <li>要綱<u>第 3 の 4</u>の日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画の様式は、様式第 3 号のとおりとする。</li> <li>要綱<u>第 5</u>の実績報告の様式は、上記 1 から 3 までの様式と同様とする。</li> <li>（略）</li> </ol> <p><b>第 4 多面的機能支払交付金に係る推進事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> <li>要綱<u>第 2 の 1</u>の多面的機能支払交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。 （略）</li> </ol> <p><b>第 5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>～ 4 （略）</li> <li>要綱別紙 2 の第 1 の 4 については、要綱<u>第 2 の 2</u>の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導、現地調査等とする。</li> <li>（略）</li> <li>要綱別紙 2 の第 2 の 6 については、集落協定の広域化計画の策定、要綱<u>第 2 の 2</u>の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</li> <li>要綱別紙 2 の第 3 の 3 については、要綱<u>第 2 の 2</u>の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</li> <li>要綱<u>第 2 の 2</u>の中山間交付金に係る推進事業の交付対象の経費は、以下に掲げる経費とする。 （略）</li> </ol> <p><b>第 6 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業</b> 要綱<u>第 2 の 3</u>の環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="1540 1690 2668 1959"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>諸謝金</td> <td></td> <td>・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言</td> </tr> </tbody> </table>	費目	細目	内容	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言
費目	細目	内容																					
（略）	（略）	（略）																					
	（略）	（略）																					
諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言																					
費目	細目	内容																					
（略）	（略）	（略）																					
	（略）	（略）																					
諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言																					

		等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費 ・ <u>温暖化防止効果検証</u> に協力する農業者団体等に対する謝礼に必要な経費（ <u>令和4年度</u> に限る。）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

第7 (略)

(別記1)

第1 (略)

第2

(1)～(3) (略)

(4) 支援事業実施主体は、別記1様式第3号に定める「事務支援組織の特定非営利法人化支援一覧表」を作成し、要綱第17の規定による事業実績の報告と併せて、地方農政局長等に報告する。

第3・第4 (略)

(別記1様式第1号)～(別記1様式第4号) (略)

(別記2-1)

〇〇規約(例)

第1章～第6章 (略)

第7章

第25条～第30条 (略)

(報告)

第31条

会長は、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を〇〇都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

第8章・第9章 (略)

		等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費 ・ <u>電子申請の試行</u> に協力する農業者団体等に対する謝礼に必要な経費（ <u>令和3年度</u> に限る。）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

第7 (略)

(別記1)

第1 (略)

第2

(1)～(3) (略)

(4) 支援事業実施主体は、別記1様式第3号に定める「事務支援組織の特定非営利法人化支援一覧表」を作成し、要綱第5の規定による事業実績の報告と併せて、地方農政局長等に報告する。

第3・第4 (略)

(別記1様式第1号)～(別記1様式第4号) (略)

(別記2-1)

〇〇規約(例)

第1章～第6章 (略)

第7章

第25条～第30条 (略)

(報告)

第31条

会長は、日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号。以下「要綱」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を〇〇都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

第8章・第9章 (略)

<p>(別記 2 - 2)</p> <p>〇〇推進組織事務処理規程 (例)</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 4 条 <u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号<u>生産局長・農村振興局長通知</u>)、〇〇推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p>	<p>(別記 2 - 2)</p> <p>〇〇推進組織事務処理規程 (例)</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 4 条 <u>日本型直接支払推進交付金実施要綱 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号)、〇〇推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p>
<p>(別記 2 - 3)</p> <p>〇〇推進組織会計処理規程 (例)</p> <p>第 1 章</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 推進組織の会計業務に関しては、<u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)</u>、及び〇〇推進組織規約 (以下「推進組織規約」という。) に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第 3 条～第 9 条 (略)</p> <p>第 2 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章</p> <p>第 35 条 <u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号)、推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p>	<p>(別記 2 - 3)</p> <p>〇〇推進組織会計処理規程 (例)</p> <p>第 1 章</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 推進組織の会計業務に関しては、<u>日本型直接支払推進交付金交付要綱 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号。以下「要綱」という。)</u>、及び〇〇推進組織規約 (以下「推進組織規約」という。) に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第 3 条～第 9 条 (略)</p> <p>第 2 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章</p> <p>第 35 条 <u>日本型直接支払推進交付金実施要綱 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号)、推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p>
<p>(別紙 2 - 4)</p> <p>〇〇推進組織文書取扱規程 (例)</p> <p>第 1 条～第 23 条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 24 条 <u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号)、推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>(別記 2 - 5)</p> <p>〇〇推進組織公印取扱規程 (例)</p> <p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 12 条 <u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第</p>	<p>(別紙 2 - 4)</p> <p>〇〇推進組織文書取扱規程 (例)</p> <p>第 1 条～第 23 条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 24 条 <u>日本型直接支払推進交付金実施要綱 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号)、推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>(別記 2 - 5)</p> <p>〇〇推進組織公印取扱規程 (例)</p> <p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 12 条 <u>日本型直接支払推進交付金実施要綱 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号)</u>、日本型直接支払推進交付金実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号・27 農振第 2219 号)、〇〇推進組織規</p>

2219号)、〇〇推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(別記2-6)

〇〇推進組織内部監査実施規程(例)

第1条～第6条(略)

(雑則)

第7条 日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号)、〇〇推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
都道府県推進事業実施計画書(実績報告書)の提出(報告)について

日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第5の2(第17の6)の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

(略)

(別紙1-1)～(別紙1-3)(略)

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
市町村推進事業実施計画書(実績報告書)の提出(報告)について

約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(別記2-6)

〇〇推進組織内部監査実施規程(例)

第1条～第6条(略)

(雑則)

第7条 日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号)、〇〇推進組織規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
都道府県推進事業実施計画書(実績報告書)の提出(報告)について

日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知)第3の2(第5の1)の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

(略)

(別紙1-1)～(別紙1-3)(略)

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
市町村推進事業実施計画書(実績報告書)の提出(報告)について

<p><u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の3（第17の7）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（別紙2-1）～（別紙2-3）（略）</p> <p>（様式第3号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">○○推進組織長</p> <p style="text-align: center;"><b>○○年度日本型直接支払推進交付金 推進組織推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について</b></p>	<p><u>日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）第3の3（第5の2）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（別紙2-1）～（別紙2-3）（略）</p> <p>（様式第3号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">○○推進組織長</p> <p style="text-align: center;"><b>○○年度日本型直接支払推進交付金 推進組織推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について</b></p>
<p><u>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の4（第17の6）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（別紙3-1）～（別紙3-3）（略）</p> <p>（様式第4号）（略）</p>	<p><u>日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）第3の4（第5の2）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（別紙3-1）～（別紙3-3）（略）</p> <p>（様式第4号）（略）</p>

## 附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）の規定に基づき交付した中山間地域等直接支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。